

文献調査報告書の 縦覧・説明会開催の期間に関する 省令改正について

2023年10月13日

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

放射性廃棄物対策課

文献調査報告書の縦覧・説明会開催の期間に関する省令改正について

- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（最終処分法施行規則）第 8 条及び第 9 条では、原子力発電環境整備機構（NUMO）が文献調査報告書の公告・縦覧を行うこと、説明会を開催することが定められている。
- 文献調査段階の評価の考え方（案）のパブリックコメントでは、文献調査報告書の内容について丁寧な説明を行うよう意見提出があった。また、2023年 4 月28に閣議決定した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」でも、相互理解促進活動や情報公開を徹底し透明性を確保することが必要とされているところ、文献調査報告書の内容に係る丁寧な説明が必要。
- 現行の最終処分法施行規則では、縦覧期間及び説明会の開催期間は1月間とされているが、北海道において丁寧な説明を行おうとすると、期間が不足することが想定される。今後、他地域でも同様に、文献調査報告書に係る説明会に 1 月間以上要することも想定される。
- 以上を踏まえ、文献調査報告書の縦覧期間及び説明会の開催期間を1月間以上設定できるよう、最終処分法施行規則の改正（省令改正）を行うこととしてはどうか。

文献調査段階の評価の考え方（案）のパブリックコメントで北海道庁から頂いた御意見（抜粋）

- ・ 「文献調査報告書」の内容については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則」第 7 条乃至第 9 条に則り、道民・事業者に対し、ていねいな説明をお願いします。
- ・ 「文献調査報告書」の内容に関する説明会については、関係都道府県内だけでなく、全国で開催すること。

省令改正のスケジュール（案）

- ・ 本審議会での議論を踏まえた上で、パブリックコメントを実施。年内に公布・施行を目指す。

(参考) 文献調査段階の評価の考え方(案)のパブリックコメントで 北海道庁から頂いた御意見

①文献調査報告書に関するていねいな説明

今後、「評価の考え方」に沿って取りまとめる「文献調査報告書」の内容については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則」第7条乃至第9条に則り、道民・事業者に対し、ていねいな説明をお願いする。

特に、説明会の回数、場所の選定については、同規則第9条第3項の趣旨を踏まえ、道の意見に最大限配慮すること。

②高レベル放射性廃棄物の最終処分事業の全国での理解促進

高レベル放射性廃棄物の最終処分事業については、令和2年、寿都町及び神恵内村で文献調査が開始されたが、この問題は、原発の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、国は、全国のできるだけ多くの地域において、理解と協力が得られるよう、最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させること。

こうした趣旨を踏まえ、「文献調査報告書」の内容に関する説明会については、関係都道府県内だけでなく、全国で開催すること。

③最終処分地選定プロセスの見直し

市町村からの発意を主とする現在の最終処分地の選定プロセスは、地盤の安定性や輸送適性などから最適な処分地を選定するという観点で課題があることから、国が全国の適地を調査し候補地を絞り込むとともに、都道府県や周辺自治体はもとより、広く住民に ていねい に説明し理解を得るなど、選定プロセスの見直しを行うこと。

(出所) 北海道庁プレスリリース 高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する「文献調査段階の評価の考え方(案)」パブリックコメントへの意見提出について、2023年8月3日

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/9/0/8/8/8/2/6/_/09_%E8%B3%87%E6%BA%90%E3%82%A8%E3%83%8D%E3%83%AB%E3%82%AE%E3%83%BC.pdf

(参考) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針 (令和5年4月28日閣議決定) (抄)

第3 概要調査地区等の選定に係る関係住民の理解の増進のための施策に関する事項

概要調査地区等の選定においては、関係住民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、そのためには、相互理解促進活動や情報公開を徹底し透明性を確保することが必要である。

(参考) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する施行規則

(平成12年通商産業省令第151号) (抄)

(報告書についての公告及び縦覧)

第八条 機構は、報告書を作成したときは、報告書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、関係都道府県内において、報告書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

- 一 機構の名称及び住所
- 二 当該文献調査対象地区の所在地
- 三 報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- 四 報告書の内容について意見を書面により提出することができる旨
- 五 第十条の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2・3 (略)

(説明会の開催等)

第九条 機構は、前条第一項の縦覧期間内に、関係都道府県内において、報告書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 機構は、説明会を開催するときは、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。
- 3 機構は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴くことができる。

4～6 (略)